

★保証契約約款★

この約款は、お客様が購入された弊社製品について、修理に関する保証の弊社条件等を規定するものです。お客様が、この約款に規定された条項に同意いただけない場合は、保証契約を取り消すことができますが、その場合は、ご購入の製品を使用することなく販売店または弊社にご返却ください。なお、この約款により、お客様の法律上の権利が制限されるものではありません。

第一条（定義）

1 この約款において、「保証書」とは、保証期間に製品が故障した場合に弊社が修理を行うことを約した重要な証明書をいいます。

2 この約款において、「故障」とは、お客様が正しい使用方法に基づいて製品を作動させた場合であっても、製品が正常に機能しない状態をいいます。

3 この約款において、「無償修理」とは、製品が故障した場合、弊社が無償で行う当該個所の修理をいいます。

4 この約款において、「無償保証」とは、この約款に規定された条件により、弊社がお客様に対し無償修理をお約束することをいいます。

5 この約款において、「有償修理」とは、製品が故障した場合であって、無償保証が適用されないとき、お客様から費用を頂戴して弊社が行う当該故障個所の修理をいいます。

6 この約款において、「製品」とは、弊社が販売に際して梱包された物のうち、本体部分をいい、付属品および添付品などは含まれません。

第二条（無償保証）

1 製品が故障した場合、お客様は、保証書に記載された保証期間内に弊社に対し修理を依頼することにより、無償保証の適用を受けることができます。但し、次の各号に掲げる場合は、保証期間内であっても無償保証の適用を受けることはできません。

2 修理をご依頼される際に、保証書または、製品購入日を証明できる書類を提出できない場合。

3 お客様が製品をお買い上げいただいた後、お客様による運送または移動に際し、落下または衝撃等に起因して故障または破損した場合。

4 お客様における使用上の誤り、不当な改造もしくは修理、または、弊社が指定するもの以外の機器との接続により故障または破損した場合。

5 火災、地震、落雷、風水害、その他天変地異、または、以上電圧などの外部的要因により、故障または破損した場合。

6 消耗部品が自然摩耗または自然劣化し、消耗部品を取り換える場合。

7 前各号に掲げる場合のほか、故障の原因が、お客様の使用方法によると認められる場合。

第三条（修理）

この約款の規定による修理は、次の各号に規定する条件の下で実施します。

1 修理のご依頼時には製品を弊社修理サポート宛までご送付ください。宛先については本マニュアルの修理サポートのご案内をご覧ください。尚、送料は送付元負担とさせていただきます。また、ご送付時には宅配便など送付控えが残る方法でご送付ください。郵送はお断り致します。

2 修理は、製品の分解または部品の交換もしくは補修により行います。但し、万一、修理が困難な場合または修理費用が製品価格を上回る場合には、保証対象の製品と同等またはそれ以上の性能を有する他の製品と交換することにより対応させていただくことがあります。

3 無償修理により、交換された旧部品または旧製品等は、弊社にて適宜廃棄処分させていただきます。

第四条（免責事項）

1 お客様がご購入された製品について、弊社に故意または重大な過失があった場合を除き、債務不履行または不法行為に基づく損害賠償責任は、当該製品の購入代金を限度と致します。

第五条（有効範囲）

この約款は、日本国内においてのみ有効です。また海外でのご使用につきましては、弊社はいかなる保証もいたしません。